

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社 WDS（以下、弊社と言います。）よりご提供するソフトウェアは、本使用許諾契約書（以下、本契約と言います。）の条件の上で使用することを目的とする場合に、ご利用いただけます。弊社が提供するソフトウェアを使用するユーザー（法人、または個人のいずれであるかを問いません。）は、本契約の全てに同意したものといたします。

1. 著作権

ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属します。

2. 権利の許諾

- (1) ユーザーは、本契約の条項にしたがって、ソフトウェアを各製品上で使用する、非独占的且つ譲渡不能な権利を、本契約に基づき取得します。
- (2) ユーザーは、対象の製品に予めインストールされているソフトウェアの他、弊社より提供されるソフトウェアをインストールし、使用することができます。
- (3) アップデートが必要なソフトウェアについては、ユーザーが自己の責任においてアップデートを実施することで、使用することができます。

3. 制限事項

- (1) ソフトウェアの権利は、弊社に帰属します。ユーザーは、本契約に基づき許諾された使用权以外の権利を有しません。
- (2) ユーザーはいかなる方法によっても、ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- (3) ユーザーは、ソフトウェアを第三者に使用許諾する権利はなく、またソフトウェアを第三者に販売、貸与またはリースすることはできません。

4. 限定保証

ソフトウェアは、バグ・瑕疵及び第三者の著作権、その他の権利・利益の侵害がないこと等について、一切の保証なく現状で提供されるものであり、ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、ユーザーの責任及び費用負担により解決されるものとします。

5. 責任の制限

- (1) 弊社は、本契約その他いかなる場合においても、結果的、間接的あるいは付随的

損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）について、一切の責任を負いません。ユーザーは、ソフトウェアの使用に関連して、第三者からユーザーになされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より弊社を免責し、保証するものとしします。

- (2) 弊社による保証は、いかなる場合であっても、各製品に適用される保証範囲を超えません。

6. 契約期間

- (1) 本契約は、ユーザーがソフトウェアの使用を開始、又はインストールされた時点から発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとしします。
- (2) ユーザーが本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は、ユーザーに対し、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、弊社は、ユーザーの違反によって被った損害を、ユーザーに請求することができます。尚、本契約が終了したときには、ユーザーは本ソフトウェアの使用を中止しなければならず、さらには各製品に組み込まれたソフトウェアを、お持ちになることはできません。

8. 使用場所

ユーザーはソフトウェアを、日本国内においてのみ使用するものとしします。

9. その他

- (1) 弊社は、ユーザーへの事前の通知なく、本契約の条件を追加、変更する場合があります。弊社は、変更後の内容について、弊社 Web サイトに表示することで、ユーザーに通知します。
- (2) 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとしします。

以 上